

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

喫煙目的施設及び近隣住宅受動喫煙問題に関する政策提言

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 弁護士、元東京都議会議員

研究要旨

健康増進法における飲食店の「喫煙目的施設」の要件は、非常に曖昧で問題があるから、当該施行令を改正して、より明確化を図るべきである。本研究報告書では、より具体的な改正案を提示する。

近隣住宅間の受動喫煙問題の解決に向けて、

○禁煙マンション・禁煙アパートの普及

○国土交通省「マンション標準管理規約コメント」における周知・啓発

○地方自治体における相談窓口の設置、行政から喫煙者及び管理組合等に指導又は助言を行う仕組みなどについて、本研究報告書で、それらの具体的な内容を提示する。

本研究は改正健康増進法の施行後五年経過後の「検討」に資するものとする。

A. 研究目的

2018年7月18日に国会で「健康増進法」の改正1が可決・成立し、同月25日に公布され、2020年4月1日に全面施行された。

もっとも、依然として、受動喫煙防止・受動喫煙対策が不十分な点も残っている。

筆者は、厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」令和2(2020)年度研究報告書2の113頁「たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 9-1.近隣住宅間の受動喫煙問題と解決へ向けた政策提言」3（以下「筆者2020年度報告書（近隣住宅）」という。）において、近隣住宅

における受動喫煙問題の検討と解決に向けた政策提言を行った。また、令和3(2021)年度研究報告書4の141頁「たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 ― 改正健康増進法施行後も残された受動喫煙対策の課題 ―」5（以下「筆者2021年度報告書」という。）において、改正健康増進法の問題点や課題を検討した。

筆者2021年度報告書中の「C. 研究結果および考察」「1. 飲食店（3）喫煙目的店」において、喫煙目的施設の要件は、非常に曖昧で問題があるから、当該施行令を改正して、より明確化を図るべきであることを提言した。

本研究報告書では、より具体的な改正案を提示

¹ 厚生労働省 受動喫煙対策
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

² 厚生労働科学研究成果データベース
令和2(2020)年度

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/146765>

³ 筆者2020年度報告書（近隣住宅）
<https://mhlw->

[grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202009015A-buntan9_0.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202009015A-buntan9_0.pdf)

⁴ 令和3(2021)年度

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/156577>

⁵ 筆者2021年度報告書

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202109005A-buntan10_0.pdf

する。

また、筆者 2021 年度報告書中の「C. 研究結果および考察」「8、近隣住宅間の受動喫煙」及び筆者 2020 年度報告書（近隣住宅）において、

○禁煙マンション・禁煙アパートの普及

○国土交通省「マンション標準管理規約コメント」における周知・啓発

○立法又は条例による以下の制度又は罰則

・地方自治体における相談窓口の設置、行政から喫煙者及び管理組合等に助言・指導・勧告など行う仕組み

などを提言したが、本研究報告書では、それらの具体的な内容を提示する。

なお、健康増進法の平成三〇年七月二五日法律第七八号の附則（以下、単に「附則」という。）第 8 条には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。本研究報告書は、今後その「検討」にも資するものと考え

B. 研究方法

インターネットを利用して、各種制度及び各条例に関する情報収集を行った。（全ての URL の最終アクセス日：2024 年 5 月 9 日）

（倫理面への配慮）

本研究は、既に公開されている情報の分析、検討及び考察に基づくものであり、倫理上の問題は発生しない。

C. 研究結果及び D. 考察

第 1 飲食店の喫煙目的店

筆者による現行の健康増進法施行令の問題点と改正の提言は、別紙 1「禁煙ジャーナル 2023 年 10 月号」のとおりである。

なお、その中で要件③について、「シガーバーを想定して、飲み物以外の食物全般の売上額又は売上に占める割合等が一定数未満である旨の数値的な要件を導入すべき。」ということ提言したが、別案として、端的に「主として」を削除し、「③通常主食と認められる食事を提供していない」とすることも考えられる。

第 2 国土交通省への集合住宅の受動喫煙の問題解決に向けた政策提言

筆者が中心となって国土交通省に提出した集合住宅の受動喫煙の問題解決に向けた政策提言の内容は、別紙 2 日本禁煙学会の国土交通大臣宛て書面中の「4」のとおりである。

「4-1 マンション標準管理規約コメントの改定を求めます」「4-2 禁煙マンションの普及策を検討し進めて下さい」「4-3 国交省及び厚労省で近隣住宅受動喫煙防止のための協議及び検討をしてください」の 3 点を提言し要望した。

特に、「マンション標準管理規約コメント」については、具体的な追記案文も提示した。

第 3 近隣住宅受動喫煙問題に関して地方自治体における相談窓口の設置、行政から喫煙者及び管理組合等に助言・指導・勧告など行う仕組みを設ける条例改正案

兵庫県は、20 歳未満・妊婦と同室内・車内の喫煙禁止や、妊婦の喫煙禁止等の先進的な内を含む受動喫煙防止条例を制定しており⁶、また定期的

⁶ 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyudoukituenaikaiseizyourei.html>
なお、令和 2(2020)年度研究報告書 岡本光樹「9-2.

各地の受動喫煙防止条例の内容比較」に各地の条例の特徴を整理した https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202009015A-buntan10.pdf

にその改正・見直しを検討している⁷。

今後、筆者が、兵庫県に条例の改正を提案したい内容は、別紙3のとおりである。

現行の兵庫県条例では、20歳未満・妊婦と同室内・車内の喫煙禁止や、妊婦の喫煙禁止等に罰則は設けられていないが、その違反に対して、県による指導又は助言を明記することで、実効性を高めるべく一歩前進させるものである。

また、住居の近隣からの受動喫煙の防止に関する条項を新設し、近隣からの受動喫煙問題について、地方自治体における相談窓口の設置、行政から喫煙者及び管理組合等に指導又は助言を行う仕組みを設けるものである。

罰則よりも、相談・指導・助言によって解決を図るもので、現実的に実現可能性の高い改正内容と考えている。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

未定

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし

⁷ 第4次兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/jyudoukitsuen>

～「喫煙目的施設」に関する補論と 法令改正の提言～

弁護士・前東京都議会議員 岡本 光樹



上記、細川幸一教授のご指摘はまったくその通りで、当職もこれに完全に賛同する。

当職もこの問題について、かねてより東京都議会（2020年9月30日本会議一般質問ほか）にて問題提起し、また、厚生労働科学研究の分担研究報告書でも詳しく取り上げた。令和3（2021）年度の同報告書で法令の問題点を指摘し、令和4（2022）年度報告書で当職による実際の保健所通報例を紹介した。

また、日本禁煙学会のHPに「健康増進法・都条例違反の通報フォーマット」を掲載し、上記細川教授が引用する都の解釈を示す資料等も詳しく引用し紹介してきたところである。

細川教授が、Yahooニュースで広く社会に投げかけてくださったことに感謝と敬意を表する。

以下、若干の補足を述べる。

健康増進法施行令第4条2号に規定される「喫煙目的室の要件」は、次の3点を満たすことである。

- ①タバコの対面販売（出張販売を含む）
- ②喫煙場所提供を主たる目的とし
- ③通常主食と認められる食事を主として提供していない

当職が、喫煙目的店を標榜する某居酒屋を江東区保健所に文書をもって通報したところ、その後、保健所から指導が行われたと思われるが、同店舗は、喫煙目的店の為、夜間の主食の提供は行っておりません」との掲示を行っただけで、結局、喫煙目的店の業態を変更することはなかった。

当該店舗は要件③を満たすための宣言をしたものと思われるが、要件②に関する厚生労働省及び東京都の解釈には依然反したままである。すなわち、「飲食・・・を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず」「一般的な居酒屋は、喫煙目的施設の要件を満たさない」「喫煙を主目的とする施設である必要があります」などに反している。

よって、仮に要件①と③を満たしても、要件②の点を満たさないとして、保健所は指導・勧告・罰則を適用すべきである。

しかし、保健所としては、こうした解釈にも依然曖昧さがあり、罰則の適用には躊躇があるものと思われる。もし罰則適用に対する取消訴訟（行政裁判）を店側から提起されれば、国ではなく保健所（を有する地方自治体）が被告となる。

このような曖昧さがある健康増進法施行令（＝政令）は、非常に問題で（法律改正に反対してい

た自民党たばこ議員連盟の圧力が、同政令の策定に影響したものと思われる）、今後速やかに内閣において改正すべき（国会での法律改正がなくても可能）である。

当職としては、以下の改正を提言したい。

・要件を満たしているか保健所が事前に審査できる許可制にすべき（法律改正が必要）。あるいは、厚生労働省による施行規則の改正でもなし得る届出義務を少なくとも課すべき。

・要件①について、タバコ対面販売の売上本数、売上額又は売上に占める割合等が一定数以上である旨の数値的な要件を導入すべき

・要件②について、飲食を目的とする施設は該当しない旨（行政解釈）を、施行令に明記すべき

・要件③について「主食」や「主として」等の曖昧な文言を削除し、シガーバーを想定して、飲み物以外の食物全般の売上額又は売上に占める割合等が一定数未満である旨の数値的な要件を導入すべき。

日本禁煙学会ではこれらについて、9月27日に厚生労働省に申し入れをおこなった。

【おかもと・こうき】

<参考URL>

・厚生労働科学研究成果データベース

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/156577>

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/162549>

・日本禁煙学会ホームページ（2022年10月7日更新）

http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=354

喫煙目的室の要件について提言

健康増進法施行令第4条2号に規定される「喫煙目的室の要件」について、改正を提言します。

<現行の要件>

- ①タバコの対面販売（出張販売を含む）
- ②喫煙場所提供を主たる目的とし
- ③通常主食と認められる食事を主として提供していない

<改正の提案内容>

・要件を満たしているか保健所が事前に審査できる許可制にすべき（法律改正が必要）。あるいは、厚生労働省による施行規則の改正でもなし得る届出義務を少なくとも課すべき。

・要件①について、タバコ対面販売の売上本数、売上額又は売上に占める割合等が一定数以上である旨の数値的な要件を導入すべき。

・要件②について、飲食を目的とする施設は該当しない旨（行政解釈）を、施行令に明記すべき。

・要件③について「主として」等の曖昧な文言を削除し、シガーバーを想定して、飲み物以外の食物全般の売上額又は売上に占める割合等が一定数未満である旨の数値的な要件を導入すべき。



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp

〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201

Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

国土交通大臣 斉藤鉄夫様

2023 年 9 月 27 日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私どもは 2006 年の設立当初より世界で初めて「受動喫煙症」という疾患概念を提唱し、医療者を中心する喫煙者への禁煙支援はもとより、社会における受動喫煙の問題に対しては法律家や消費者の視点から重点的に取り組んできた団体です。また、世界保健機関（WHO）タバコ規制枠組条約の締約国会議（COP）では国際 NGO の一員として代表を送り、アジア太平洋地域タバコ対策会議（APACT）にも日本代表 NGO として参加しております。

ご承知のように、WHO の ICD-11 においてはタバコ関連疾患の取り扱いが拡大する一方で、健康増進法における喫煙目的室の問題、集合住宅における受動喫煙の問題など、タバコ対策をめぐる国内外の情勢変化が起きておりますので、ぜひとも、お目にかかって、最新の情報をもとに意見交換をさせていただきたいと存じます。

敬具記

1 たばこ規制枠組条約

「たばこ規制枠組条約」（WHO Framework Convention on Tobacco Control: FCTC）は、日本を含む 182 カ国が締約国となっています。

我が国は、2004 年 3 月 9 日に署名、同年 5 月 19 日国会の承認を経て、2005 年 2 月 27 日に条約が発効し、我が国についても効力発生しました。

同条約は、「たばこの使用（能動喫煙）及びたばこの煙にさらされること（受動喫煙）を減少させるため」を目的としています（第 3 条）。

締約国は、包括的かつ省庁横断的なタバコ規制策を策定し、実施する義務を負っています

(第 5 条 1 項)。締約国は、タバコの消費と受動喫煙を防止し減少させるため、効果的な立法上・行政上の措置を実施する義務を負っています (第 5 条 2 項(b))。

したがって、国土交通省も、たばこの消費と受動喫煙を減少させるための行政上の措置を実施する義務を負っています。

＜外務省ホームページ＞

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/who/fctc.html>

＜WHO FCTC ホームページ＞ 条約原文

<https://fctc.who.int/publications/i/item/9241591013>

2 ICD-11(国際疾病分類第 11 版、2022 年 1 月発効)への「受動喫煙症」に関する掲載

以下のように「受動喫煙症」が日本も採用する国際疾病分類にも正式に病名として認知されたことから、次項で要望させて頂くような標準管理規約の改正などによって集合住宅等における「受動喫煙症」を未然に防止する国策がなにも取られなければ、国交省の不作为となると私たちは考えます。

QD70.5 Problems associated with exposure to tobacco smoke (タバコ煙への曝露によって起こる諸問題)

QD84.Y Other specified occupational exposure to risk-factors —occupational exposure to tobacco smoke (リスク要因に対する他の特定の職業性曝露 —職場でのタバコ煙曝露)

KD37 Exposure to tobacco smoke in the perinatal period (周産期におけるタバコ煙曝露) その他にも従来同様、多数のタバコ関連の疾病や病態が記載されています。

6C4A Disorders due to use of nicotine (ニコチン使用による疾患群)

QE13 Tobacco use (タバコ使用)

3 近隣住宅受動喫煙被害者の会

設立はすでに数年前にさかのぼりますが、会員が約 1500 人に及びましたので、日本禁煙学会で会の運営を預らせていただきました。PM2.5 や TVOC の正確な測定、状況の把握、改善方法などを探っていく予定です。

4 集合住宅の受動喫煙の問題解決に向けた政策提言

4-1 マンション標準管理規約コメントの改定を求めます全国で多くの被害やトラブルがでている集合住宅

等における受動喫煙を防ぐために、ペットの飼育の可否をマンション管理規約で定めるべきとしている国交省「マンション標準管理規約

（単棟型）コメント」「第 18 条関係」に準じ、以下の新たなコメントを追記する改定を求めます。

（国交省「マンション標準管理規約（単棟型）コメント」「第 18 条関係」追記改正案）

⑥ 喫煙に関しては、それを認める、認めない等の規定は規約で定めるべき事項である。基本的な事項を規約で定め、手続等の細部の規定を使用細則等に委ねることは可能である。なお、喫煙を認める場合には、吸い殻などを放置・投棄しないこと、火災防止のために守るべき事項、バルコニーなど共有部分での喫煙の可否、専有部分における喫煙方法（窓を開けた状態での喫煙の可否、換気扇下の喫煙の可否）、他の占有者に受動喫煙被害を及ぼさないために守るべき事項、受動喫煙に起因する被害等に対する責任、違反者に対する措置等の規定を定める必要がある。

⑦ 喫煙を禁止する場合、容認する場合の規約の例は、次のとおりである。

喫煙を禁止する場合 ※禁煙マンション

（喫煙の禁止）第○条 区分所有者及び占有者は、専有部分、共用部分の如何を問わず、紙巻きタバコ、加熱式タバコその他の煙（蒸気を含む。）を発生させるタバコ製品を使用して、喫煙をしてはならない。

喫煙を容認する場合 ※喫煙容認マンション

（喫煙）

第○条 喫煙をする区分所有者及び占有者は、使用細則及び喫煙に関する細則を遵守しなければならない。

居室内のみ喫煙を容認する場合 ※喫煙制限マンション

（喫煙）

第○条 区分所有者及び占有者は、共用部分（ベランダ・バルコニーを含む。）において、紙巻きタバコ、加熱式タバコその他の煙（蒸気を含む。）を発生させるタバコ製品を使用して、喫煙をしてはならない。区分所有者及び占有者は、専有部分において喫煙をするときは、使用細則及び喫煙に関する細則を遵守しなければならない。ただし、他の区分所有者又は占有者からの苦情の申し出があり、改善勧告に従わない場合には、理事会は、専有部分においても喫煙禁止を含む措置をとることができる。

国土交通省マンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメント

標準管理規約（単棟型）及び同コメント(PDF)（最終改正 令和 3 年 6 月 22 日 国住マ第 33 号）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001417732.pdf>

4-2 禁煙マンションの普及策を検討し進めて下さい公社住宅・公営住宅において、全館禁煙・敷地内禁煙の住宅を導入し増やし（東京都住宅供給公社の世田谷区経堂の敷地内全面禁煙マンション 1 棟 30 戸や豊橋市（愛知県）の市営住宅禁煙化など実例あり。）、将来的にすべて全館禁煙・敷地内禁煙とすることを目指してください。米国では 2018 年 7 月 31 日全ての公営住宅で喫煙禁止とするなど海外では多くの事例があります。

また、民間の禁煙マンションには認証・表彰制度を設ける、融資を有利にするなどの経済的なインセンティブを付与するなどの普及策を検討し、進めて下さい。

4-3 国交省及び厚労省で近隣住宅受動喫煙防止のための協議及び検討をしてください受動喫煙防止を定めた健康増進法との兼ね合いもあり、また、個人住宅やマンションでの受動喫煙をめぐるトラブルや健康被害は今後も増えていくと思われることから、関係法令などの改正も視野に入れた省庁横断的な検討・対策を早急をお願いいたします。

以上

参考：令和 2 年度 厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）

「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班分担研究報告書たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 近隣住宅間の受動喫煙問題と解決へ向けた政策提言研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 弁護士

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202009015A-buntan9_0.pdf

兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例 の改正提案

弁護士岡本光樹 作成

兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例に以下の条項を加える改正を提案します。

第 15 条

2 項 知事は、前条 3 項に違反して喫煙をしている者又はしようとする者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 項 知事は、第 19 条 1 項若しくは 2 項、第 20 条又は第 20 の 2 に違反して喫煙をしている者又はしようとする者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第 3 章の 2 住居の近隣からの受動喫煙の防止

（私的空間を含む住居の近隣からの受動喫煙の防止等）

第 20 条の 2

何人も、人の居住の用に供する区域の周囲（自己の居住の用に供する区域を含む。）において喫煙をすることにより望まない受動喫煙を生じさせないようにしなければならない。

2 項 知事は、前項の受動喫煙に遭っている者の相談を受けて、必要があると認めるときは、その者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 25 条の管理者その他の関係者に対し、必要な助言をすることができる。

現行の条例条文

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/documents/020401.pdf>